

## 5 平成23年度 各種委員会等における女性の割合

### I 行政委員会(地方自治法第180条の5参照)

平成24年3月31日現在

名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	備考
教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織および運営に関する法律	
選挙管理委員会	4	1	25.0	地方自治法	
監査委員	2	1	50.0	地方自治法	
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	地方税法	
農業委員会	13	2	15.4	農業委員会等に関する法律	
I 合計	27	6	22.2	委員会数	女性を含む 委員会数
				5	4
					割合(%)
					80.0

### II 付属機関等 法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3等)

名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	備考
多摩市国民保護協議会	26	3	11.5	国民保護法	
多摩市防災会議	24	3	12.5	災害対策基本法・多摩市防災会議条例	
多摩市民生委員推薦会	7	1	14.3	民生委員法	
多摩市国民健康保険運営協議会	14	2	14.3	国民健康保険法・多摩市国民健康保険条例	
多摩市介護認定審査会	28	12	42.9	介護保険法・多摩市介護保険条例	
多摩市公民館運営審議会	10	4	40.0	社会教育法第30条第1項・多摩市公民館条例	
多摩市図書館協議会	7	2	28.6	図書館法第14条・多摩市図書館条例	
小計①	116	27	23.3	委員会数	女性を含む 委員会数
				7	7
					割合(%)
					100.0

名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	備考
多摩市総合オンブズマン	2	1	50.0	多摩市総合オンブズマン条例	
多摩市自治推進委員会	6	2	33.3	多摩市自治基本条例	
多摩市総合計画審議会	—	—	—	多摩市総合計画審議会条例	H23.8.17終了
多摩市長等政治倫理審査会	7	1	14.3	多摩市長等政治倫理条例	
多摩市表彰審査会	—	—	—	多摩市表彰条例	H23.9.30終了
多摩市公契約審議会	5	0	0.0	多摩市公契約条例	
多摩市特別職報酬等審議会	—	—	—	多摩市特別職報酬等審議会条例(地方自治法)	H24.1.26終了
多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会	7	2	28.6	多摩市情報公開条例、多摩市個人情報保護条例(地方自治法)	
多摩市情報公開・個人情報保護審査会	5	3	60.0	多摩市情報公開条例、多摩市個人情報保護条例(地方自治法)	
多摩市消防委員会	10	1	10.0	多摩市消防委員会条例(地方自治法)	
多摩市安全安心まちづくり推進協議会	16	3	18.8	多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例	
多摩市体育施設運営審議会	10	3	30.0	多摩市体育施設運営審議会条例	
多摩市廃棄物減量等推進審議会	—	—	—	多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	H23.9.27終了
多摩市青少年問題協議会	36	18	50.0	多摩市青少年問題協議会条例(地方青少年問題協議会法)	
多摩市障害程度区分認定審査会	10	2	20.0	多摩市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(障害者自立支援法)	
多摩市介護保険運営協議会	12	7	58.3	多摩市介護保険条例(地方自治法)	
多摩市街づくり審査会	10	2	20.0	多摩市街づくり条例	
多摩市都市計画審議会	20	1	5.0	多摩市都市計画審議会条例(都市計画法)	
多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会	15	3	20.0	多摩市都市計画審議会運営規則、多摩市都市計画審議会条例、都市計画法	
多摩市みどりと環境審議会	17	4	23.5	多摩市環境基本条例、多摩しみどりの保全及び育成に関する条例	
多摩市文化財保護審議会	9	0	0.0	多摩市文化財保護条例(地方自治法)	
多摩市社会教育委員の会議	7	2	28.6	多摩市社会教育委員に関する条例(社会教育法)	
多摩市立教育センター運営委員会	8	4	50.0	多摩市立教育センター条例、多摩市立教育センター運営委員会規則	

名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	備考
多摩市立学校給食センター運営委員会	12	9	75.0	多摩市立学校給食センター設置及び管理運営に関する条例	
小計②	224	68	30.4	委員会数	女性を含む委員会数
				20	18
II 合計 ①+②	340	95	27.9	委員会数	女性を含む委員会数
				27	25
					92.6

### III 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法	備考
多摩市行政評価市民委員会	10	3	30.0	多摩市行政評価市民委員会設置要綱	
多摩市非核平和都市宣言市民懇談会	—	—	—	多摩市非核平和都市宣言市民懇談会設置要綱	H23.8.30終了
多摩市認定農業者審査委員会	—	—	—	多摩市認定農業者審査委員会設置要綱	H24.1.31終了
第三次多摩市生涯学習推進計画策定委員会	—	—	—	第三次多摩市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱	H23.9.30終了
多摩市男女共同参画社会推進協議会	6	3	50.0	多摩市男女共同参画社会推進協議会設置要綱	
多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議	—	—	—	多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議設置要綱	H23.7.22終了
多摩市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会	7	3	42.9	多摩市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会設置要綱	
TAMA女性センター市民運営委員会	8	6	75.0	TAMA女性センター市民運営委員会設置要綱	
多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会	12	5	41.7	多摩市DV防止及び被害者保護に関する連絡会設置要綱	
エコプラザ多摩協議会	9	2	22.2	エコプラザ多摩協議会設置要項	
多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会代表者会議	25	7	28.0	多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱	
多摩市こどもプラン推進地域協議会	10	4	40.0	多摩市こどもプラン推進地域協議会設置要綱(次世代育成支援対策推進法)	
多摩市地域福祉計画策定市民委員会	—	—	—	多摩市地域福祉計画策定市民委員会設置要綱	H23.12.9終了
多摩市地域自立支援協議会	13	6	46.2	多摩市地域自立支援協議会設置要綱(障害者自立支援法)	
多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会	19	9	47.4	多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会設置要綱	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会	14	5	35.7	多摩市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)改定案策定委員会設置要綱	
多摩市健康づくり推進員協議会	61	41	67.2	多摩市健康づくり推進員設置要綱	
多摩市食育ネットワーク推進連絡協議会	—	—	—	多摩市食育ネットワーク推進連絡協議会設置要綱	H24.3.27終了
多摩市交通問題連絡協議会	—	—	—	多摩市交通問題連絡協議会設置要綱	H24.1.23終了
多摩市街美化推進協議会	13	5	38.5	多摩市街美化推進協議会設置要綱	
教科書選定協議会	—	—	—	平成24年度使用中学校教科書選定事務取扱要綱	H23.8.31終了
多摩市就学支援委員会	13	4	30.8	多摩市就学支援委員会設置要綱	
III 合計	220	103	46.8	委員会数	女性を含む委員会数
				14	14
II+III 計	560	198	35.4	委員会数	女性を含む委員会数
				41	39
I+II+III 計	587	204	34.8	委員会数	女性を含む委員会数
				46	43
					93.5

## 6 検討経過・委員名簿

### (1) 多摩市男女共同参画社会推進協議会

#### ① 検討状況

回	開催日	検討内容
第1回	平成24年 4月19日(木)	(1) 平成23年度第7回会議要点録の確認 (2) 平成23年度重点評価項目の選定について (3) ヒアリングの実施方法について
第2回	7月26日(木)	(1) 平成24年度第1回会議要点録の確認 (2) 平成23年度重点評価項目に関するヒアリング・意見交換 (防災安全課) (3) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について ①平成23年度行政内部自己評価の報告 ②平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について ③平成23年度重点評価項目に関するヒアリングにおける質問項目について (教育指導課・子育て支援課・経済観光課)
第3回	8月23日(木)	(1) 平成24年度第2回会議要点録の確認 (2) 平成23年度重点評価項目に関するヒアリング・意見交換 (子育て支援課・経済観光課／教育指導課) (3) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について
第4回	9月27日(木)	(1) 平成24年度第3回会議要点録の確認 (2) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について (3) 女と男がともに生きる行動計画推進会議委員との意見交換について
第5回	10月9日(火)	(1) 平成24年度第4回会議要点録の確認 (2) 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議委員との意見交換 (3) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について
第6回	10月25日(木)	(1) 平成24年度第5回会議要点録について (2) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」進捗状況の評価について ①平成23年度 女と男がともに生きる行動計画推進状況評価における提言書 ②平成23年度 課題別推進状況書(成果測定指標・目標管理事業) ③推進状況における評価全般について

回	開催日	検討内容
第7回	11月14日(水)	(1) 平成24年度第6回会議要点録の確認 (2) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」推進状況評価の決定 (3) 平成23年度推進状況評価における提言書提出 (4) (仮称)多摩市男女平等推進基本条例について

## ② 多摩市男女共同参画社会推進協議会委員名簿（平成24年12月現在）

職名	氏名	区分	備考
会長	広岡 守穂	学識経験者	中央大学法学部教授
副会長	神子島 健	市民委員	元多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議委員
委員	大澤 敬造	団体推薦	多摩商工会議所推薦
委員	佃 道子	団体推薦	TAMA女性センター市民運営委員会推薦
委員	櫻井 和子	公募市民	
委員	林 朋子	公募市民	

## (2) 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議

### ① 検討状況

回	開催日	検討内容
第1回	平成24年 5月11日(金)	(1) 平成23年度「女と男がともに生きる行動計画」の 重点評価項目について (2) 平成24年度事業の取組み方針について (3) 平成24年度推進会議スケジュールについて
第2回	7月13日(金)	(1) 平成23年度行動計画推進状況の行政内部評価につ いて (2) 平成24年度のスケジュール(予定)について
第3回	10月18日(金)	(1) (仮称)多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会の 検討状況及び条例一次素案について (2) 条例制定スケジュールについて
第4回	11月27日(火)	(1) 平成23年度女と男がともに生きる行動計画推進状 況評価報告書(案)について (2) (仮称)多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会の 検討状況及び条例二次素案について

### ② 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議委員名簿(平成24年12月現在)

職名	役職名	氏名
会長	副市長	後藤 泰久
副会長	くらしと文化部長	渡辺 龍一
委員	議会事務局長	安宅 理
	企画政策部長	福田 美香
	総務部長	曾我 好男
	市民経済部長	飯高 のゆり
	子ども青少年部長	中村 元幸
	健康福祉部長	鈴木 秀之
	都市環境部長	永尾 俊文
	環境政策担当部長	會田 勝康
	会計管理者	野村 和国
	教育部長	川田 賢司
	教育部参事 (教育指導課長事務取扱)	川島 清美
監査委員事務局長	宮本 欣一	

## 7 資料

### (1) 多摩市男女共同参画社会推進協議会設置要綱

(平成 23 年 7 月 5 日多摩市告示第 344 号)

(設置)

第 1 条 多摩市が定める多摩市女と男がともに生きる行動計画（以下「行動計画」という。）の推進及び進捗状況の評価を行うため、多摩市男女共同参画社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を取りまとめ、市長に報告する。

- (1) 行動計画の推進に関すること。
- (2) 行動計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他行動計画及び男女共同参画の推進に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、委員 7 人以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 男女平等の推進若しくは女性問題の解決等について活動している個人、当該活動をしている団体が推薦する者又は公募による市民 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 協議会の会議は、会長が主宰する。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の会議は、原則として公開するものとする。

5 会長は、会議に際し原則として会議録を作成するものとする。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、くらしと文化部市民活動支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

## (2) 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱

(昭和 62 年 4 月 1 日多摩市告示第 127 号)

(設置)

第 1 条 女性問題解決のための多摩市行動計画「女と男がともに生きる行動計画」を全庁的に推進するため、多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「女と男がともに生きる行動計画」の改定及び推進に関すること。
- (2) その他女性問題の解決に係る重要事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には、くらしと文化部に関する事務を所掌する副市長をもって充て、副会長には、くらしと文化部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ第 3 条で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進会議に、個別調整事項を検討するために幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長が指名する関係課長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、会長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の責任者とし、副幹事長は、幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は幹事長が招集する。
- 7 幹事長は、必要に応じ関係者を出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、くらしと文化部市民活動支援課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(略)

別表（第 3 条関係）

くらしと文化部に関する事務を所掌する副市長	議会事務局長	企画政策部長
総務部長	市民経済部長	くらしと文化部長
子ども青少年部長	健康福祉部長	都市環境部長
環境政策担当部長	会計管理者	教育部長
教育部教育指導課長	監査委員事務局長	





印刷物番号
-------

24-30
-------

多摩市女と男がともに生きる行動計画  
推進状況評価報告書（平成 23 年度）

平成 24（2012）年 12 月発行

編集・発行 〒206-0011  
多摩市くらしと文化部市民活動支援課  
東京都多摩市関戸四丁目 7 2 番地  
ヴィータ・コミュニェ 7F  
電話 042（355）2110